

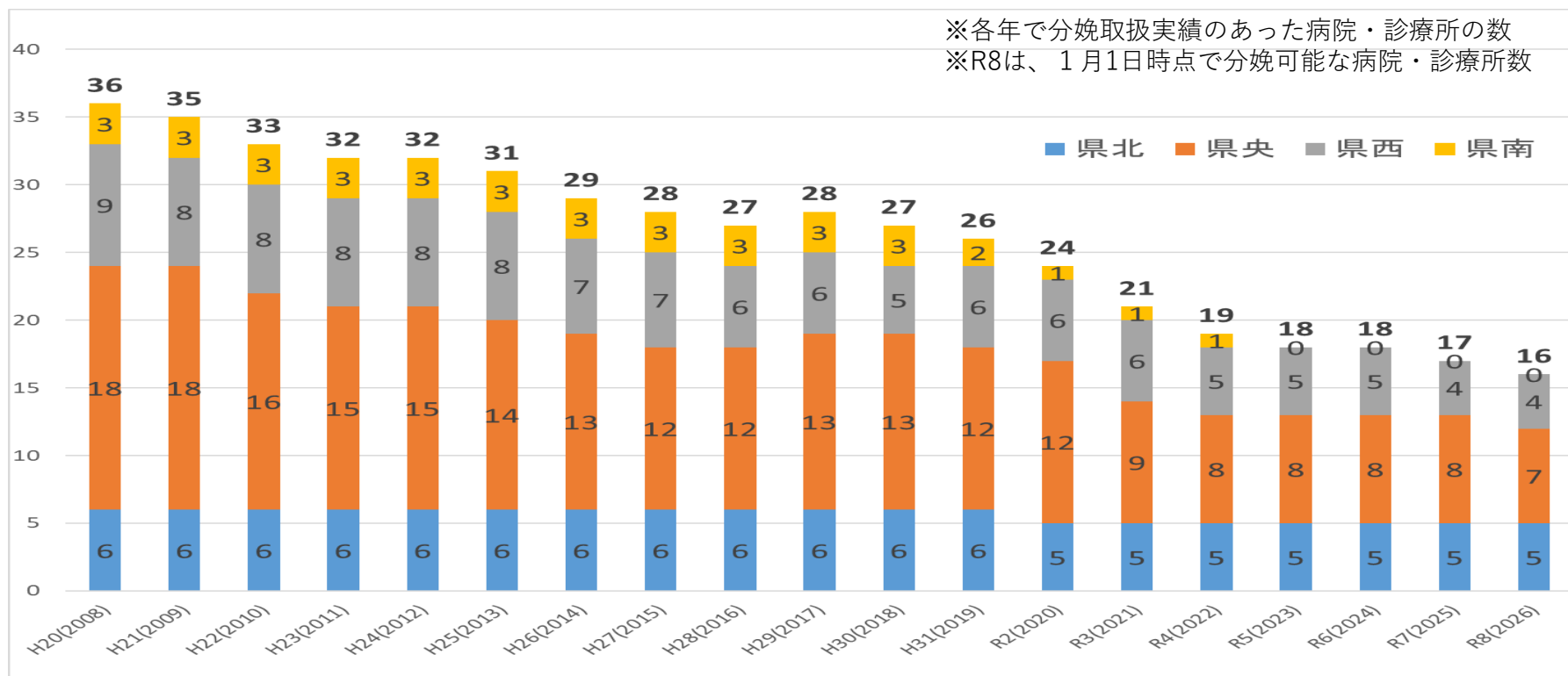
宮崎県周産期医療協議会地域部会 の設置について

1 背景・課題

通常分娩を取り扱う一次産科医療機関（病院・診療所）は、年々、減少傾向であり、令和8年（2026年）1月1日時点で**16病院・診療所**。直近5年間で、**5病院・診療所が閉院又は分娩を中止**している状況。

将来にわたって、地域で安心してお産ができる体制を維持するには、**各医療圏の産科医療機関、市町村、関係団体等が地域の医療資源の現状や課題等を踏まえた上で議論し、課題解決に取り組む必要がある**と考える。

○各医療圏毎の一次産科医療機関（病院・診療所）の推移



2 対応（案）

第9次宮崎県医療計画（R12年度～）を見据えて、宮崎県周産期医療協議会に「**地域部会**」を設置し、各医療圏の周産期医療体制について関係者で議論する場を設ける。

宮崎県周産期医療協議会

< 設置 >

本県の周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため設置（平成10年設置）

< 協議事項 >

(1) 宮崎県医療計画の周産期医療に関する事項

- (2) 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
- (3) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する事項
- (4) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
- (5) 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項
- (6) 搬送コーディネーターに関する事項
- (7) 地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項
- (8) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

< 構成 >

- ・ 県産婦人科医会
- ・ 県小児科医会
- ・ 宮崎大学医学部
（産婦人科学講座、小児科学講座、内科学講座）
- ・ 総合周産期母子医療センター(1)
- ・ 地域周産期母子医療センター(6)
- ・ 県精神科病院協会
- ・ 県助産師会
- ・ 県看護協会
- ・ 県消防長会
- ・ 県保健所長会

< 庶務（事務局） >

県健康増進課

地域での周産期医療のあり方について議論するため、「**地域部会**」を設置

地域部会（案）

<設置>

各医療圏での周産期医療体制のあり方を協議するため設置
設置時期：令和8年度

<協議事項>

- (1)地域の実情に応じた正常分娩への対応に関する事項
- (2)地域の実情に応じたハイリスク分娩への対応に関する事項
- (3)母子保健事業（妊婦健診や産後ケア等）との連携に関する事項
- (4)その他、地域の周産期医療体制に関し必要な事項

<構成>

- ・地域周産期母子医療センター
- ・産科医療機関
- ・助産所
- ・市町村
- ・地域の医師会
- ・保健所
- ・その他会長が必要と認める機関・団体

<庶務（事務局）>

県健康増進課
※将来的には保健所への移管も想定

<連携>

「地域周産期保健医療体制づくり連絡会」との連携（母子保健関係）

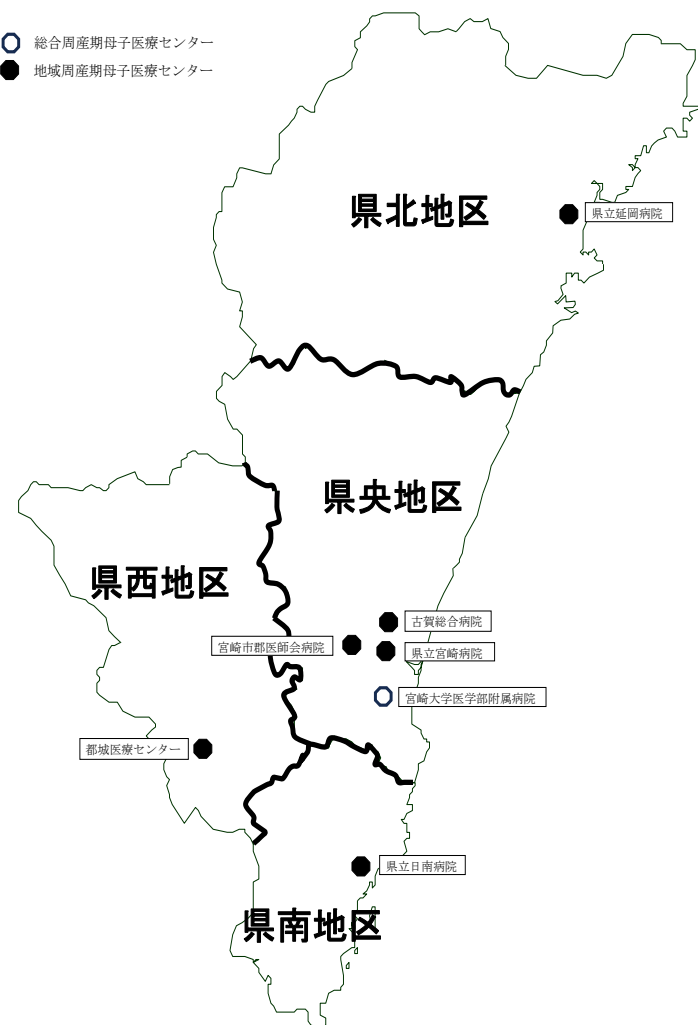
<実施スケジュール>

- ①宮崎県周産期医療協議会での合意、協議会設置要綱の改正
- ②モデル地域として、まずは「県北地区」から実施
（その後、実施のノウハウを他の医療圏に広げる（横展開））
- ③「県北地区」構成機関へ協力依頼、了承
- ④実施

宮崎県の周産期医療体制

2023年4月1日時点

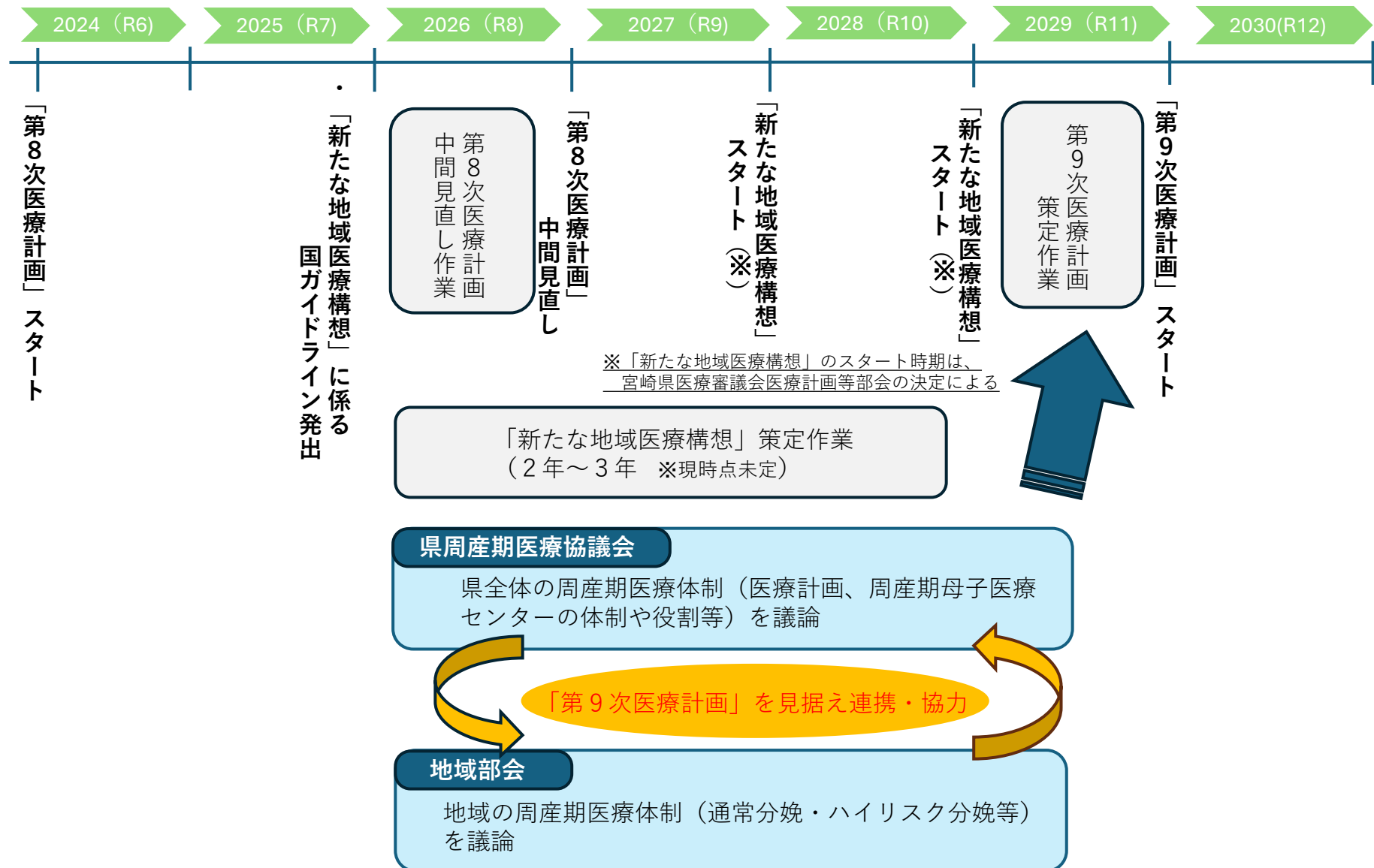
- 総合周産期母子医療センター
- 地域周産期母子医療センター



3 今後のスケジュール（案）

※令和8年3月19日時点の案であり、今後、変更があり得る

(年度)



4 宮崎県周産期医療協議会設置要綱の改正

地域部会を設置するため、宮崎県周産期医療協議会設置要綱を改正する。

<改正前>

宮崎県周産期医療協議会設置要綱	
	平成10年9月7日 福祉保健部健康増進課
(設置)	
第1条	本県の周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、宮崎県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(協議事項)	
第2条	協議会は、次の事項を協議するものとする。
(1)	宮崎県医療計画の周産期医療に関する事項
(2)	周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
(3)	母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する事項
(4)	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
(5)	周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項
(6)	搬送コーディネーターに関する事項
(7)	地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項
(8)	その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項
(構成)	
第3条	協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
2	会長は、委員の互選により選出する。
(会議)	
第4条	協議会は、福祉保健部長が招集する。
2	協議会の議長は、会長が務める。
3	会長に事故があるときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。
4	会長は、必要に応じ、周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。
(庶務)	
第5条	協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。
(委任)	
第6条	この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。
※附則、別表 省略	

<改正後>

宮崎県周産期医療協議会設置要綱	
	平成10年9月7日 福祉保健部健康増進課
(設置)	
第1条	本県の周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、宮崎県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(協議事項)	
第2条	協議会は、次の事項を協議するものとする。
(1)	宮崎県医療計画の周産期医療に関する事項
(2)	周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
(3)	母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する事項
(4)	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
(5)	周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項
(6)	搬送コーディネーターに関する事項
(7)	地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項
(8)	その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項
(構成)	
第3条	協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
2	会長は、委員の互選により選出する。
(会議)	
第4条	協議会は、福祉保健部長が招集する。
2	協議会の議長は、会長が務める。
3	会長に事故があるときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。
4	会長は、必要に応じ、周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。
(地域部会)	
第5条	<u>協議会は、地域の周産期医療に関し、協議を行う地域部会を設置することができる。</u>
(庶務)	
第6条	協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。
(委任)	
第7条	この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。
※附則、別表 省略	

<施行日>

この要領は、令和8年3月19日から施行する。

5 宮崎県周産期医療協議会県北地域部会設置要綱の制定

県北地域部会を設置するため、「宮崎県周産期医療協議会県北地域部会設置要綱」を制定する。

宮崎県周産期医療協議会県北地域部会設置要綱（案）

令和8年 月 日
福祉保健部健康増進課

（設置目的）

第1条 県北地域の持続可能な周産期医療体制のあり方を協議する宮崎県周産期医療協議会県北地域部会（以下「部会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 部会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた正常分娩への対応に関する事項
- (2) 地域の実情に応じたハイリスク分娩への対応に関する事項
- (3) 母子保健事業（妊婦健診や産後ケア等）との連携に関する事項
- (4) その他、地域の周産期医療体制に関し必要な事項

（構成）

第3条 部会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 会長は、委員の互選によって選出する。

（会議）

第4条 部会は、福祉保健部長が招集する。

2 部会の議長は、会長が務める。

3 会長に事故があるときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要に応じ、周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

（別表）第3条関係

所 属	職 名	人数
地域周産期母子医療センター （県立延岡病院）		
産科医療機関		
助産所		
市町村		
一般社団法人延岡市医師会		
一般社団法人日向市東臼杵郡医師会		
一般社団法人西臼杵郡医師会		
延岡保健所		
日向保健所		
高千穂保健所		
計		